

平成28年度  
軽自動車税税率変更のお知らせ

平成26年度及び平成27年度の地方税法の改正により、軽自動車税の見直しが行われ、税率が変更されます。

1【原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車】

二輪車など次の車種については、登録年月に関わらず、平成28年度課税から新税率が適用されます。

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度課税から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

2【三輪及び四輪以上の軽自動車】

三輪及び四輪以上の軽自動車については、最初の新規検査を受けた年月(自動車検査証に記載されている「初度検査年月」)によって異なる税率が適用されます。

車種区分		税率(年税額)			
		①現行どおりの税率 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車(③重課税率に該当しない車)	②新しい税率 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車	③重課税率 最初の新規検査から13年経過した車 (平成28年度課税から)	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ① 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた軽自動車については、現在の税率から変更ありません。(ただし、平成28年度課税から③に該当する場合があります。)
- ② 平成27年度課税から、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率にて課税されます。
- ③ 最初の新規検査から13年を経過した月の属する年度の翌年度以後の三輪及び四輪以上の軽自動車については重課税率が適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除かれます。

※1 「最初の新規検査」とは、新規検査(新車)のことをいい、実施年月は自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。

※2 平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は年の記載しかないので、その年の12月に検査を受けたものとみなすこととされています。

### 3【三輪及び四輪以上の軽自動車のグリーン化特例】

平成28年度に限り、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に最初の新規検査を受ける三輪及び四輪以上の軽自動車について、環境性能に応じた以下の税率軽減措置が適用されます。

車種区分			税率(年税額)		
			④概ね75%軽減	⑤概ね50%軽減	⑥概ね25%軽減
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪 以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

④ 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

⑤ 乗用 : 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用 : 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

⑥ 乗用 : 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用 : 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※ ⑤、⑥については、乗用、貨物用ともに揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

### 重課税率の対象(例)

